

IV キャリア希望実現支援助成金（生涯現役移籍受入支援）

65歳を超えて働くことができる事業所において、移籍又は在籍出向から移籍への切り換えにより中高年齢者を受入れた事業主に対して助成するものであり、移籍による労働者の円滑な労働移動を目的としています。

対象となる措置

本奨励金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の1の対象労働者に対して、2の措置を実施した場合に受給することができます。

1 対象労働者

本奨励金における「対象労働者」は、次の（１）～（３）のすべてに該当する労働者です。

- （１） 申請事業主に移籍または在籍出向により受け入れられる前の、移籍元事業主または在籍出向元事業主において、1年以上雇用保険の一般被保険者として雇用されていること
- （２） 申請事業主に移籍により受け入れ又は在籍出向から移籍に切り換えられる日に40歳以上60歳未満であること
- （３） 移籍元事業主または在籍出向元事業主の事業所への復帰の見込みがないこと

2 受入れ

次の（１）及び（２）を満たすこと

- （１） 次の①又は②のいずれかに該当すること

① 移籍（※1）による受入れ

1の対象労働者を、移籍元事業主における離職日の翌日から起算して6ヶ月以内に期間の定めがない労働者として移籍により受け入れること

② 在籍出向（※2）から移籍への切り換え

1の対象労働者を、当初在籍出向で受け入れた上で、受入れの日から起算して6ヶ月以内に移籍に切り換えて、期間の定めのない労働者として受け入れること

- （２） 1の対象者を、65歳を超えて雇用することが可能な条件で受け入れること

※1 移籍元事業主との労働契約関係を終了させて、これを完全に移籍先事業主に移行させることをいい、対象者が移籍元事業主を離職する前に、移籍の対象となる労働者の同意を得たものであり、かつ、移籍先事業主と移籍元事業主との間に移籍に係る合意があることが必要です。（ただし、会社の合併に伴う移籍の場合は労働関係を含めた全ての権利義務が合併先会社に包括承継され労働者に不利益が生じる可能性がほぼ認められないこと、会社の分割に伴う移籍の場合は労働契約承継法の適用による労働者の保護措置が講じられていることから、個別の労働者の同意を得たものとみなします）

※2 労働者と出向元事業主との労働契約関係を維持したまま、出向先事業所との間にも労働契約関係を結んでその指揮命令のもとに労務を提供することをいいます。在籍出向の状態から、※1の移籍により出向元事業主との労働契約関係を終了させ、これを完全に出向先事業主に移行させることを「在籍出向から移籍への切り換え」といいます。

対象となる事業主

本奨励金を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット7～9ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

注意 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 1の対象労働者を受け入れる事業所において、希望する者全員を65歳を超えて雇用する制度を適用していない事業主
- 2 移籍又は在籍出向による受入れの日の前日から起算して6か月前の日から起算して1年を経過する日までの間に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。以下同様）を事業主都合によって解雇（勸奨退職等を含む）している場合
- 3 移籍又は在籍出向による受入れの日の前日から起算して6か月前の日から起算して1年を経過する日までの間に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※3）により、当該受給資格認定申請書の提出日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させている場合

※3 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勸奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）をいいます。

- 4 支給対象者の移籍による受入れまたは在籍出向から移籍への切り換えの日の前日から起算してその日以前1年間において、支給対象者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当する場合
- 5 支給対象者の移籍による受入れまたは在籍出向から移籍への切り換えの日の前日から起算してその日以前1年間において、支給対象者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当する場合

なお、申請事業主が実施した移籍（「対象となる措置」の2（1）①）、または在籍出向から移籍への切り換え（「対象となる措置」の2（2）②）が、産業競争力強化法に基づく「認定事業再編計画」に従って実施される事業再編、「認定特定事業再編計画」に従って実施される特定事業再編、「認定中小企業承継事業再生計画」に従って実施される中小企業承継事業再生のいずれかに伴うものであるときは、この要件は適用されません。その場合、受給資格認定の申請の際に、それぞれ、「認定事業再編計画」「認定特定事業再編計画」「認定中小企業承継事業再生計画」の写しを添付してください。

支給額

- 1 本奨励金は、支給対象者1人につき40万円が支給されます。
- 2 1年度1事業所当たり500人を上限とします。

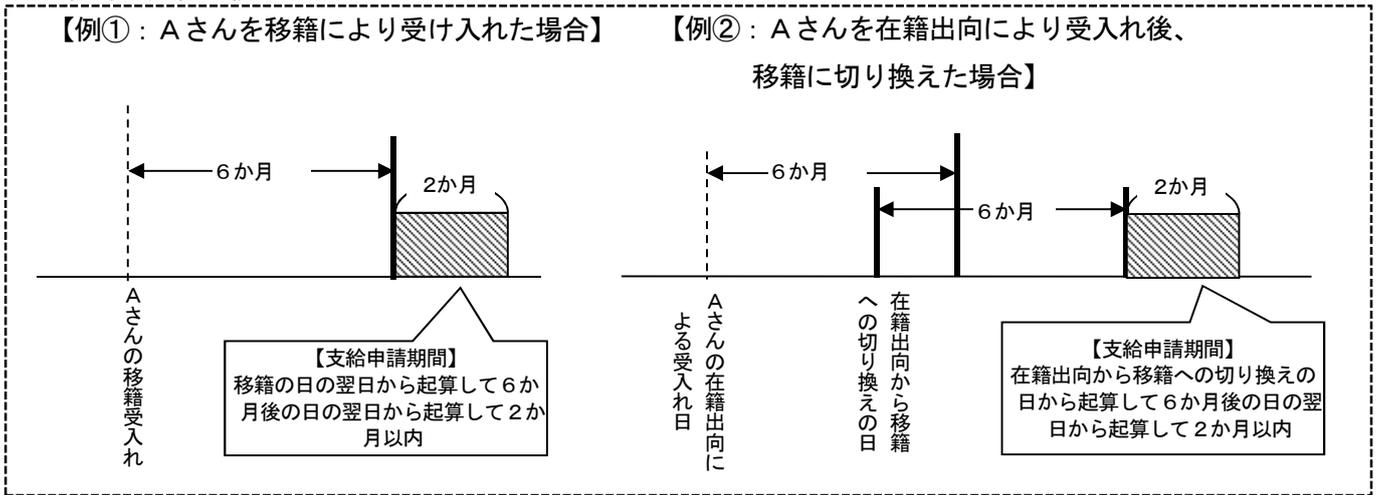
受給手続

本奨励金を受給しようとする申請事業主は、移籍した日又は在籍出向から移籍へ切り換えた日の翌日から起算して6か月後の日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書」に必要な書類を添えて（※4）、管轄の労働局（※5）へ認定申請をしてください。

※4 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※5 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

(参考) 受給手続きの流れ



利用にあたっての注意点

- 1 本奨励金の支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求められることがあります。
- 2 そのほか本奨励金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD、F、Gにご留意ください。本奨励金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。